

令和2年度下水道管路メンテナンス年報(概要)

令和3年9月

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

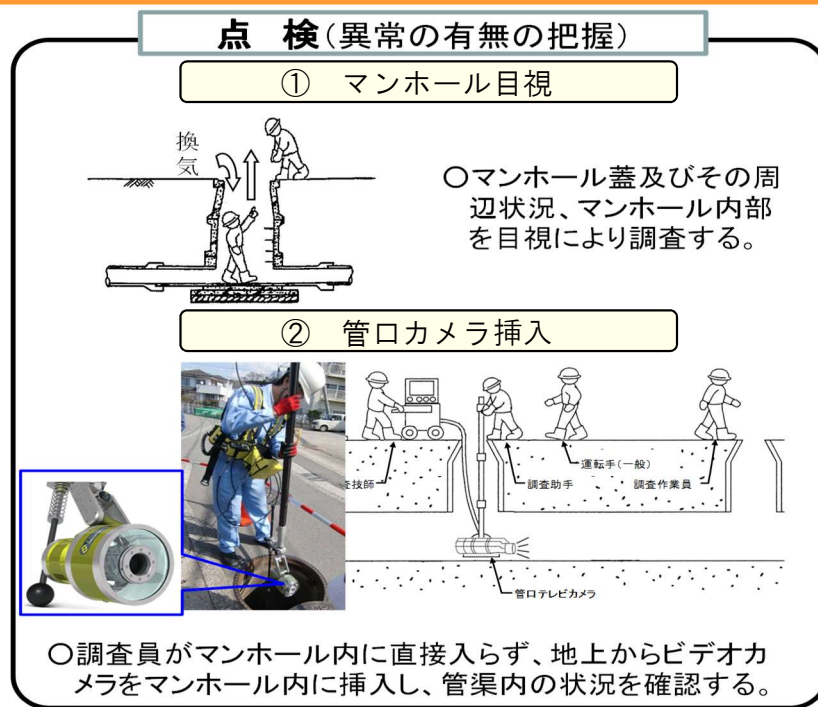
下水道管路メンテナンス年報とは

- 下水道管路の現況と老朽化対策の必要性について広くご理解いただくため、点検の実施状況や結果及び対策予定等を『下水道管路メンテナンス年報』として情報発信。
- 平成27年の下水道法改正で創設した維持修繕基準により、5年に1回以上の頻度での点検が規定された、腐食するおそれ大きい箇所を対象にとりまとめを行ったもの。

下水道管路メンテナンス年報でとりまとめた項目の例（腐食するおそれ大きい箇所を対象）

- 5カ年で実施する年度別の点検計画
- 点検実施状況（点検した管渠延長とマンホール数）
- 点検結果（異状の有無）
- 異状が確認された箇所の措置状況 等

下水道管渠の点検



施設の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。

① マンホール内部からの目視

② 地上からマンホール内に管口カメラを挿入する方法等がある。

なお、点検により異状が発見された箇所については、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の実態や動向について、定量的に確認するための「調査」を行い、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水流下機能を確保するなどの措置を講ずる必要がある。

令和2年度下水道管路メンテナンス年報の概要

令和2年度及び平成28年度から令和2年度までの1巡目の点検実施状況

- 点検実施率（腐食するおそれ大きい箇所）
- 令和2年度におけるマンホールの点検実施箇所数は、対象箇所数の約29%にあたる33,825箇所、管渠の点検実施延長は、対象延長の約28%にあたる1,128kmでした。
 - 平成28年度から令和2年度までの5年間（1巡目）の累計は、マンホール、管渠ともに100%の点検実施率となっており、全ての団体で点検が完了しました。

■ 点検実施数

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール（箇所）	116,603	33,825	29.0%	116,603	100.0%
管 渠（km）	3,978	1,128	28.4%	3,978	100.0%

■ 事業者区分別実施状況（令和2年度）

<マンホール>

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	5,855	1,378	23.5%
政令市	34,915	6,859	19.6%
市町村・一部事務組合等	75,833	25,588	33.7%
	116,603	33,825	29.0%

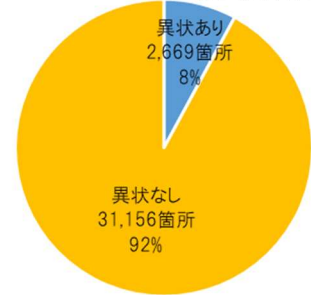
<管渠>

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	763	151	19.8%
政令市	1,098	291	26.5%
市町村・一部事務組合等	2,117	686	32.4%
	3,978	1,128	28.4%

令和2年度の点検結果

- 点検結果（マンホール、管渠）
- 点検を実施したマンホール33,825箇所のうち、約8%にあたる2,669箇所で異状が確認されました。
 - 同様に、点検を実施した管渠1,128kmのうち、約7%にあたる81.2kmで異状が確認されました。

■ マンホールの点検結果



■ 管渠の点検結果



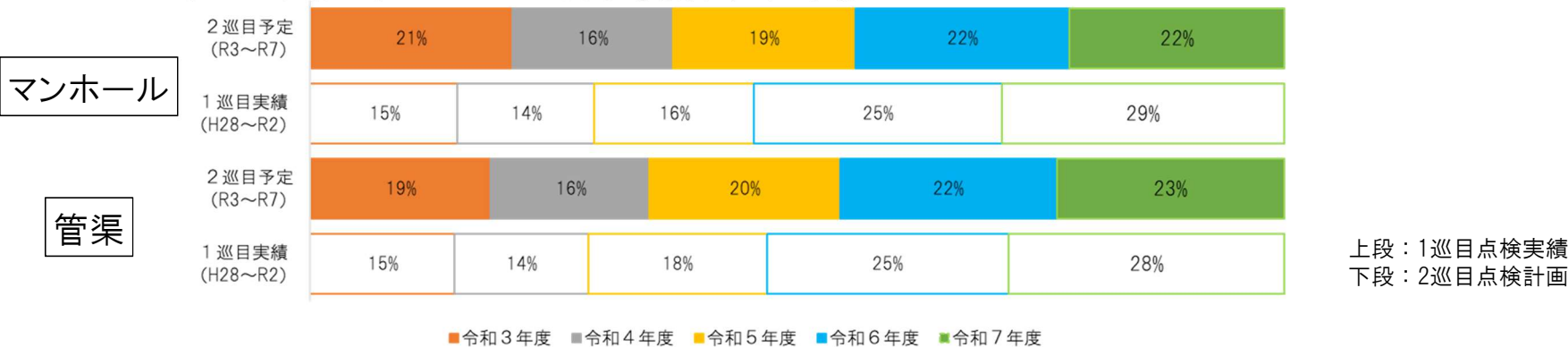
1巡目点検実施状況等を踏まえた2巡目点検に向けた取組

- ① 2巡目点検に向け、対象施設を適切に把握・管理するとともに、計画的な点検を実施する。
- ② 1巡目点検により異状が確認された箇所について、必要な措置を講ずる。

①令和3年度から令和7年度までの2巡目の点検に向け、計画的な点検を実施する

➤ 点検対象施設を適切に把握し、できる限り点検計画を平準化させて、計画的に点検を実施する。

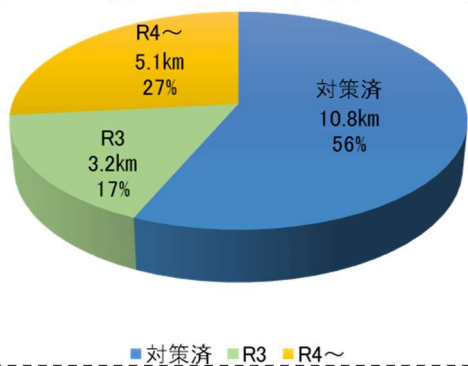
■ 令和3年度から令和7年までの2巡目点検計画（全国）



②点検により異状が確認された箇所について、必要な措置を講ずる

- 点検により異状が発見された箇所について、効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- 異状の実態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等の対応が必要。

■ 令和2年度までに実施した調査により緊急度Ⅰと判別した管渠の対策予定



※ 下水道管渠の緊急度の判定区分について

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合。
Ⅱ	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
Ⅲ	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じることで、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

(参考)下水道法における維持修繕基準(1)

【下水道法(平成27年5月20日公布、抄)】

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

政令で定められている具体的基準の内容

- 適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあっては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 災害の発生時において、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

(参考)下水道法における維持修繕基準(2)

国土交通省令で定められている腐食するおそれ大きい排水施設の内容

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分の有する排水施設(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所

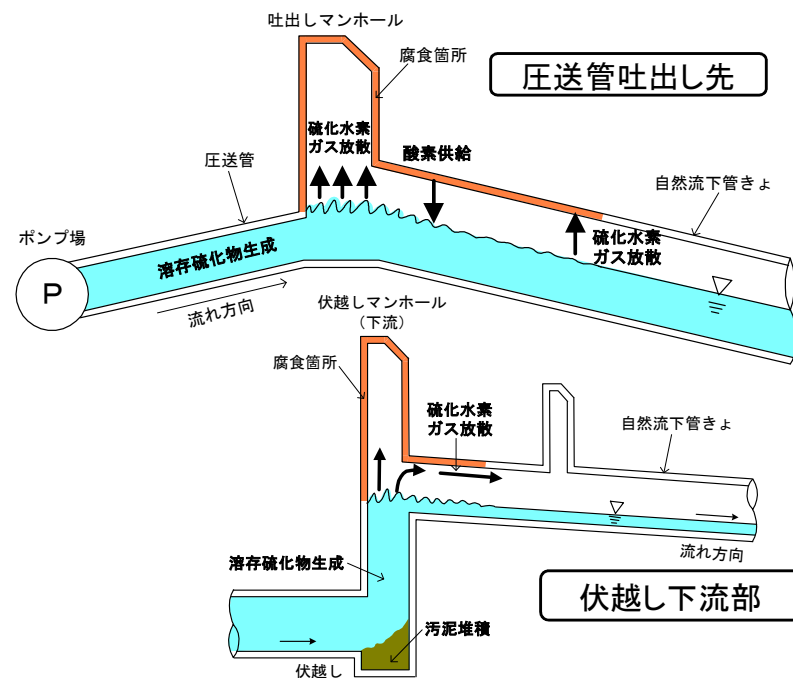
※「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」において、対象箇所の選定方法等を記載。

コンクリートの材質(耐酸性に優れたコンクリートを除く)であつて、

- ① 段差・落差の大きい箇所の気相部
- ② 圧送管吐出し先部の気相部
- ③ 伏越し部の下流吐出し部の気相部
- ④ その他腐食するおそれの大きい箇所

の箇所を参考に、各地方公共団体における腐食劣化の実績や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえ、対象箇所を選定する。

また、対象とする部位は管渠とマンホールである。



出典: 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き
(旧下水道管路施設腐食対策の手引き(案))
((公社)日本下水道協会)

加えて、上記の排水施設の点検を行った場合に、

「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」を記録することを省令に定めている。